

令和元年5月29日

小牧市市政記者クラブ各社 様

小牧市長 山下 史守朗

小牧市業務委託契約における情報漏えいの疑いに係る  
第三者委員会の報告書について

標記の報告書について、5月22日に第三者委員会より受領しましたので、ご報告します。

1、第三者委員会の報告書は、別紙のとおり。

2、(仮称)こども未来館の3件の契約について、市の予定価格と業者の見積額が一万円単位まで完全に一致をしたことから、市民感覚から情報漏えいの疑念が拭い切れないものと考え、市長自らの判断として第三者委員会の設置が必要と判断し、昨年11月22日の臨時議会において「第三者委員会条例の制定」について提案しご議決をいただき、12月27日に第三者委員会を設置した。

13回の委員会が開催され、委員全員出席の中、延べ18人に対する聞き取り調査、審議及び資料の検証等が行われた。

3、第三者委員会においては、3契約ともに、疑念をもたれたような意味での「(予定価格及び設計金額の)漏えいを行ったと認めることはできないもの」と判断」と結論された。

報告書の中では、1億円を超えるC契約についても、「わざわざ1万円単位まで数字を一致させ、漏えいがあったのではないかと疑いを招くような見積書を提出するとも考え難い。」「金額が設計価格及び予定価格とピタリと一致したこと自体は偶然であったと言い得る。」と述べられている。

4、ただし、C契約についての結論は、「狭義の意味での漏えい」はないものの「広義の意味での漏えい」はあったものとも判断された。

このことが、金額が1万円単位まで一致したことの主たる要因となったわけではないとは言え、広義の意味での漏えいが認定されたことは誠に遺憾であると言わざるを得ない。

5、今後、市として、職員のコンプライアンス意識の徹底、綱紀粛正に努めるとともに、第三者委員会からの再発防止に向けての提言内容を十分に検討し、透明性・競争性・公平性の高い入札・契約制度の確立のため、契約事務の適正化に取り組んでいく。

6、関係職員に対しては、本市の懲戒処分の基準に照らし合わせ、本日付で服務義務違反として厳しく処分をした。

7、私と両副市長についても、今回の事案を重く受け止め、組織のトップの責任としてその姿勢を示すため、自らに対しても処分を課する考え。

### 第三者委員会からの報告書について

再開発ビル「ラピオ」内に整備を進めている（仮称）こども未来館について、これまでに、特命随意契約により株式会社D社と複数の業務委託を契約しているが、そのうち3件は予定価格と見積金額が同額となった。

このため、職員による予定価格等の漏えいの有無等について、中立・公正で客観的に調査審議を行うため、「小牧市業務委託契約における情報漏えいの疑いに係る第三者委員会」を設置し、調査審議等が行われた。

※予定価格と見積金額が一致した業務

- ①「子育て世代包括支援センター等整備工事設計業務委託」  
（以下A契約とする。）
- ②「子育て世代包括支援センター等整備工事監理業務委託」  
（以下B契約とする。）
- ③「（仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託」  
（以下C契約とする。）

#### 【参考… 3 契約の予定価格等】

単位：円

契約名	予算額	設計金額	設計価格 （設計金額の 税抜き）	予定価格 （税抜き）	見積金額 （提出回数）
A 契約 契約日 H29. 9. 11	10,800,000	10,800,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000 (1回目)
B 契約 契約日 H30. 3. 29	5,660,000	5,497,200	5,090,000	5,090,000	5,090,000 (2回目)
C 契約 契約日 H30. 4. 4	124,568,000	123,454,800	114,310,000	114,310,000	114,310,000 (1回目)

令和元年5月22日に「小牧市業務委託契約における情報漏えいの疑いに係る第三者委員会」から報告書が提出された。報告書の要約は以下のとおりです。

## 1 「漏えいの有無」を検討するに当たっての複数の視点

漏えいの有無については複数の視点で見る必要がある。一つは諮問内容に記載された「職員」の意味である。すなわち職員による漏えいで、誰を対象とするかであるが、こども政策課の直接の担当者以外にD社との人的関係の存在を考慮することができず、そうした存在を疑わせる事情も特段認められないので、こども政策課の担当職員N主事のみ限定し、漏えいの有無について検討を行った。

また、もう一つの視点として、「漏えい」の意味について検討を行い、その結果、「狭義の意味での漏えい」と「広義の意味での漏えい」の両者の側面から漏えいの検討を行った。

※「狭義の意味での漏えい」…具体的金額自体を他者に知らしめること

※「広義の意味での漏えい」…情報提供の相手方に対して当該相手方が予定価格あるいは設計金額を推測するに有益な何らかの情報を提供すること

## 2 担当職員N主事による漏えいの有無について

A契約…D社はプロポーザルの段階から関与しているなどの諸事情から、見積金額が予定価格と同額になる事態が発生することは十分予測されるため、漏えいの有無について特段、検討するまでもないと考えられる。

B契約…担当職員N主事は、「見積金額から少し下げで見積書を出してほしい。」といった程度の連絡をしたことは認められるものの、それ以上に「下げ幅は1万円ですり。」との推測に至るための何らかのヒントとなるような連絡内容にまで達していたとは認められないため、「狭義」及び「広義」両者ともに漏えいを認定することは困難であるものと判断した。

C契約…職員N主事はD社担当者から事前に1億1531万円という金額で打診を受けた際に、「100万円単位の減額が必要である。」と述べたか、少なくともそのことが明確に伝わる表現を用いて必要な減額幅を示唆した。職員N主事が見積書の金額について「少しオーバーする」、「かけ離れている」といった表現を超え、いくら幅があるとはいえ、100万円単位という具体的な数字を提示したり、数字を容易に連想させる言葉を用いたことは、もはや設計価格を推測するに足る有益な情報を与えたと評価せざるを得ない。よってC契約については、「狭義の意味での漏えい」はないものの、「広義の意味での漏えい」はあったものと判断した。

### 【参考…担当者職員N主事の情報漏えいの有無について】

	狭義の意味での漏えい	広義の意味での漏えい
A契約	漏えいの有無について特段検討するまでもないものと考えられる	
B契約	漏えいなし	漏えいなし
C契約	漏えいなし	漏えいあり

### 3 今後、今回と同様あるいは類似の事態を発生させないための防止策の検討

今後、今回と同様あるいは類似の事態を発生させないための防止策について以下のとおり提言する。

- 1 業務設計書等の書類の保管方法等についての見直し
- 2 主管課見積徴収業務の取扱いについての見直し
- 3 見積徴収回数についての見直し
- 4 「狭義の意味での漏えい」に該当する行為はもちろんのこと、「広義の意味での漏えい」に該当する可能性のある行為の発生を予防する方法について

## 報告書の構成

第 1	当委員会が調査した各契約に関する事実経緯について	2 頁
1	子育て世代包括支援センター等整備工事設計業務委託契約（以下「A 契約」という）について	2 頁
2	子育て世代包括支援センター等整備工事監理業務委託契約（以下「B 契約」という）について	3 頁
3	（仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託契約（以下「C 契約」という）について	3 頁
第 2	本件 3 契約に関する小牧市と D 社間での委託契約締結に至るまでの手続きの流れ	4 頁
第 3	設計価格と予定価格との関係	5 頁
第 4	「漏えいの有無」を検討するに当たっての複数の視点	6 頁
第 5	A 契約に関し、こども政策課の担当職員による漏えいの有無についての検討	7 頁
第 6	B 契約に関し、こども政策課の担当職員による漏えいの有無についての検討	8 頁
第 7	C 契約に関し、こども政策課の担当職員による漏えいの有無についての検討	10 頁
1	「狭義の意味での漏えい」の有無について	10 頁
2	「広義の意味での漏えい」の有無について	16 頁

第 8	今後、今回と同様あるいは類似の事態を発生させないための防止策の検討	17 頁
1	業務設計書等の書類の保管方法等について	17 頁
2	主管課見積徴収業務の取り扱いについて	18 頁
3	見積徴収回数制限等について	20 頁
4	「狭義の意味での漏えい」に該当する行為はもちろんのこと、「広義の意味での漏えい」に該当する可能性のある行為の発生を予防する方法について	20 頁
5	予定価格の決定の仕方について	21 頁
	(別紙)	
	提言書	23 頁

# 報 告 書

令和元年5月22日

小牧市長 山下史守朗 殿

小牧市業務委託契約における情報漏えいの疑いに係る第三者委員会

委員長 服 部 一 郎

委 員 松 山 明

委 員 村 瀬 桃 子

当委員会は、貴職より、平成30年12月27日付けにて、下記内容の諮問（以下「本件諮問内容」という）を受けたので、これに関して、調査審議等を行った結果につき、以下のとおり報告する。

## 記

業務委託契約における予定価格及び設計金額の漏えいの有無等について（諮問）

小牧市業務委託契約における情報漏えいの疑いに係る第三者委員会条例第2条の規定に基づき、（仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託契約、子育て世代包括支援センター等整備工事設計業務委託契約及び子育て世代包括支援センター等整備工事監理業務委託契約に関し、職員による予定価格及び設計金額の漏えいの有無等について、貴委員会の調査審議等を求めます。

なお、当委員会は小牧市より、本件に関して各種資料およびその一覧表の提供を受けた。そこで、提供を受けた一覧表の写しをそのまま本書の末尾に添付するとともに、各種資料について、以下の本文中にて適宜引用した。

また、当委員会は、多数の関係者から聞き取りを行ったが、聞き取りの日時及び聞き取りの対

象者は、以下のとおりである。こちらについても、以下の本文中に適宜引用した。

- 1月30日 E契約検査課長（第1回）、F建築課営繕係長（第1回）  
G用地課用地係長（第1回）
- 2月 8日 H市長公室次長  
I 市長公室長
- 2月19日 D社K支社長（第1回）、D社J氏（第1回）  
L建築課長（第1回）、F建築課営繕係長（第2回）
- 3月 1日 N主事（第1回）  
G用地課用地係長（第2回）
- 3月12日 Mこども政策課事業係長  
L建築課長（第2回）、F建築課営繕係長（第3回）
- 3月25日 E契約検査課長（第2回）
- 4月 2日 D社K支社長（第2回）、D社J氏（第2回）  
N主事（第2回）

## 第1 当委員会が調査した各契約に関する事実経緯について

本件諮問内容の対象となった3契約（以下「本件3契約」という）は、いずれも、D社との間で取り交わされた特命随意契約であり、本件3契約に関してD社との契約締結に至る事実経緯は以下のとおりである。

### 1 子育て世代包括支援センター等整備工事設計業務委託契約（以下「A契約」という）について

予算額1080万円（消費税込み、以下ではすべて消費税込みの金額をもって、「予算額」と表記する）にて計画されたものであり、建築課が作成した業務設計書においては、設計価格（消費税抜き、以下ではすべて消費税抜きの金額をもって、「設計価格」と表記する）が1000万円、設計金額（消費税込み、以下ではすべて消費税込みの金額をもって、「設計金額」と表記する）が1080万円とされている。同契約については、平成29年9月8日にD社からの見積書の徴収がなされているが、見積書の徴収に先立って決定された予定価格（消費税抜き、以下ではすべて消費税抜きの金額をもって、「予定価格」と表記する）は設計価格と同額の1000万円であった。また、D社からの見積金額（消費税抜き、以下ではすべて消費税抜きの金額をもって、「見積金額」と表記する）も設計価格及び予定価格と同

額の1000万円であった。そして、平成29年9月11日付けにて、小牧市とD社との間で、契約金額を1080万円（消費税込み、消費税抜きでは1000万円）として、設計委託契約が締結されている（資料33-0、同33、同34）。

## 2 子育て世代包括支援センター等整備工事監理業務委託契約（以下「B契約」という）について

予算額566万円にて計画されたものであり、建築課が作成した業務設計書においては、設計価格が509万円、設計金額が549万7200円とされている。同契約については、平成30年3月27日にD社からの見積書の徴収がなされているが、見積書の徴収に先立って決定された予定価格は設計価格と同額の509万円であった。また、D社からは同日に、2通の見積書が提出されており、1回目の見積金額は510万円であり、2回目の見積金額は設計価格及び予定価格と同額の509万円であった。そして、平成30年3月29日付けにて、小牧市とD社との間で、契約金額を549万7200円（消費税込み、消費税抜きでは509万円）として、監理委託契約が締結されている（資料35-0、同35、同36）。

## 3 （仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託契約（以下「C契約」という）について

予算額1億2456万8000円にて計画されたものであり、建築課が作成した業務設計書においては、設計価格が1億1431万円、設計金額が1億2345万4800円とされている。同契約については、平成30年4月4日にD社からの見積書の徴収がなされているが、見積書の徴収に先立って決定された予定価格は設計価格と同額の1億1431万円であった。また、D社からの見積金額も設計価格及び予定価格と同額の1億1431万円であった。そして、見積書徴収日と同日の平成30年4月4日付けにて、小牧市とD社との間で、契約金額を1億2345万4800円（消費税込み、消費税抜きでは1億1431万円）として、設計委託契約が締結されている（資料37-0、同37、同38）。

なお、D社が当初提出した見積書には、見積金額として、C契約に関する基本設計と実施設計とを合わせた総額のみが記載されていた。したがって、本来は、落札後速やかに、D社に対して、基本設計額と実施設計額の内訳を記載した書類の提出を求めるべきところ、現実にはそうした書類がD社より提出されないまま、見積金額総額を予算書の割合の4対6に按分して、基本設計委託と実施設計委託に関する支出負担行為決議票の決裁処理がなされていた。その後、市民からの情報開示請求がきっかけとなって、D社からの提出書類に不備のあることが判明し、約1ヶ月遅れで小牧市よりD社に対して、基本設計額と実施設計額を

記載した書類の提出を求めることとなった。D社は小牧市の指示に従い、基本設計額と実施設計額の内訳を記載した見積書を小牧市に提出したが、同見積書の作成日付及び同見積書に押印された小牧市の受付印の日付は、いずれも、当初に提出された見積書の作成日付と同日の平成30年4月4日とされている（資料39、D社担当者からの第1回聞き取り書8～12頁、N主事からの第1回聞き取り書15頁、M係長からの聞き取り書6頁）。資料39によると、上記の指摘事実に関しては、小牧市も、不適切な事務処理に基づくものであることを認めている。

## 第2 本件3契約に関する小牧市とD社間での委託契約締結に至るまでの手続の流れ

手続全体の流れは、資料30にまとめられているが、概略は以下のとおりである。

本件3契約は、いずれもこども未来部こども政策課の所管とされており、こども政策課より予算要求がなされた後に、議会での議決を経て予算額の決定に至ることとなる。決定された予算額が記載されている予算説明書については、小牧市役所のホームページに掲載して公開されているので、誰でもホームページにアクセスして、その内容を把握することができる。本件3契約の各予算額は、第1に記載したとおりであり、資料24、同25、同26は、予算説明書のうち、本件3契約に関する部分の抜粋である。

また、担当のこども政策課より建築課に対して設計金額・設計価格の積算依頼がなされ、建築課がその積算を担当している。建築課が算出した積算金額に基づき、設計金額・設計価格の記載がなされた業務設計書が作成され、建築課からこども政策課に対して、これを交付することにより、こども政策課からの積算依頼に回答する形となっている。なお、第1に記載したとおり、A契約では予算額と設計金額は一致した金額（1080万円）であったが、B契約・C契約では積算された設計金額が予算額よりも低い金額となっている（B契約では、予算額566万円に対して設計金額549万7200円、C契約では、予算額1億2456万8000円に対して設計金額1億2345万4800円）。

建築課から業務設計書を受領したこども政策課により、積算された設計金額・設計価格を前提に、施行伺兼見積徴収伺が作成されることとなるが、同書面が業者との契約事務を進めるための小牧市役所内での稟議書となる。そして稟議を経た後、業者からの見積徴収日が決定される。

見積徴収日の当日朝に、予定価格調書が作成されている（本件3契約に関する各予定価格調書は、資料19）。予定価格調書の決裁権者は、A契約では副市長、B契約ではこども未来

部長、C契約では副市長であった（資料 19-0）。そして、本件3契約では、いずれも設計価格をもってそのまま予定価格とされている。なお、作成された予定価格調書は封筒に入れられ、封をして押印の上、こども政策課にて厳重に保管されることとなる（資料 19-0）。

見積徴収日には、業者からの見積書がこども政策課に提出される。本件3契約はいずれも特命随意契約であることから、見積書はD社のみからの提出であった。こども政策課は、業者からの見積書を受領後、保管されていた予定価格調書の入っている封筒を開封し、予定価格と見積金額との比較検討を行う。そして見積金額が予定価格以下の場合には、見積書を提出した業者が契約の相手方として決定され、小牧市との間で契約締結に至ることとなる。本件3契約においては、いずれもD社より予定価格と同額の見積金額を記載した見積書が提出され（第1に記載したとおり、A契約・C契約では、1回目の見積書に記載された見積金額が予定価格と同額であり、B契約では、2回目の見積書に記載された見積金額が予定価格と同額であった）、その結果、小牧市はD社との間において、設計委託契約あるいは監理委託契約を締結するに至った。なお、小牧市とD社との間の委託契約書の日付は、A契約・B契約では見積書徴収日の2～3日後であり、C契約では見積書徴収日の当日となっている。

本件3契約について、建築課からの業務設計書の受領を経て、施行伺兼見積徴収伺の作成からD社の見積書提出まで、さらに小牧市とD社との契約締結に至るまで、こども政策課における直接の担当者はNであった。

### 第3 設計価格と予定価格との関係

第2に記載したとおり、本件3契約では、いずれも設計価格をもってそのまま予定価格とされている。本来、設計価格と予定価格とは別々のものであって、過去には予定価格が設計価格より低く設定されること（いわゆる「歩切り」）がしばしば行われていたようであるが、小牧市における過去数年の事例では、入札案件か随意契約案件かを問わず、「歩切り」はほとんど実行されておらず、予定価格が設計価格と同一の金額に設定されるのが常態となっている（M係長からの聞き取り書8頁、E課長からの聞き取り書2頁）。

最近において、総務省及び国土交通省より各地方自治体に対し、「歩切り」による予定価格の不当な切り下げをできる限り避けるべきだとする指示もなされているようであるが（資料 45）、本件3契約において業者からの見積金額と予定価格とが一致する結果が発生したことの観点から見ると、予定価格が設計価格より低く設定されていた場合の方が、見積金額と予定価格とが一致する可能性は、一般的に低くなるであろう。けだし、見積金額を決定する

業者の立場からすると、設計価格のみを推測するよりも、設計価格及び予定価格の両者を推測する方がより複雑かつ困難であると考えられるからである。

#### 第4 「漏えいの有無」を検討するに当たっての複数の視点

- 1 本件諮問内容は、本件3契約に関し、職員による予定価格及び設計金額の漏えいがあったかどうかということであるが、ここでいう「職員」について、本件3契約においてD社からの見積書徴収に携わったことも政策課の職員に限定する場合と、設計金額あるいは予定価格の決定に関与した建築課の職員等まで含める場合とが考えられる。そこで、まず、これも政策課以外の部署における職員による漏えいの可能性について検討する。

建築課では、各部署から多数の積算依頼を受け、その都度業務設計書が作成されているものと考えられるが、業務設計書を作成後、これを担当部署に交付するまでの間、鍵のかからない書庫に保管しており（F営繕係長からの第1回聞き取り書8頁）、したがって、その気になれば建築課の職員が書庫に保管中の業務設計書を取り出してその内容を確認することができる可能性までは否定できない。また、業務設計書の作成を担当した建築課の職員であれば、業務設計書自体がなくても、作成した業務設計書に記載された設計価格等の金額を、何らかの方法にて把握することも可能であろう。もっとも建築課の役割は、業務設計書の作成までであり、当該業務設計書に記載されている契約の締結（見積書の徴収を含めて）には一切関与していない。したがって、建築課の職員が、本件3契約において契約締結の相手方と予想される業者名について、何らかの理由でこれを知り得る状況になったとしても、当該業者とは面識のないのが通常である。すなわち、一般に、情報漏えいの事案においては、漏えい者と漏えいの相手方との間において何らかの人的関係の存在していることが前提となっているものと考えられるが、建築課の職員の場合、契約締結の相手方と予想される業者との間において、そうした人的関係の存在を考慮することができない。したがって、本件において、建築課の職員による漏えいの有無まで検討する必要はないものと考えられる。

もっとも、本件3契約に関するD社との関係に知悉している小牧市の職員等が、建築課の職員の有している情報を利用する場合も考えられないわけではないが、本件においてそうした事態の存在を疑わせる事情は何も認められないので、そうした可能性まで検討する必要はないものと思料する。

なお、本件3契約における各予定価格の決定に携わった者（決裁権者その他の職員）についても、建築課の職員の場合と同様、D社との人的関係の存在を考慮することができず、そう

した存在を疑わせる事情も特段認められないので、検討の対象外にしてよいものと考えられる。

- 2 そこで、以下では、こども政策課の担当職員（N主事）に限定して、漏えいの有無について検討する。

なお、こども政策課においては、書類の保管が厳重になされているわけではなく、担当者以外の者でも、上司等がこれを読覧することが自由にできる状況にあったものと解される（M係長からの聞き取り書5～6頁、N主事からの第2回聞き取り書9～10頁）。もっとも、担当者のN主事及びその上司であったM係長以外の職員の場合、先に他の部署の職員において検討した際と同様に、D社との人的関係の存在を考慮することができず、そうした存在を疑わせる事情も特段認められないので、検討の対象から除外して問題ないものと考えられる。また、M係長については、D社との人的関係の存在がまったくなかったとまでは断定できないものの、本件においては、M係長自身による漏えいの事実を疑わせる事情も特段認められないので、こども政策課の他の職員と同様、検討の対象外とした。

- 3 次に、「漏えい」の意味について検討する。本来、「漏えい」とは、秘密を漏らすとの意味であるが、予定価格あるいは設計金額との関係でいうと、その具体的金額自体を他者に知らしめることが、「狭義の意味での漏えい」であろう。しかしながら、予定価格あるいは設計金額自体をそのまま明らかにすることまでは行わないとしても、情報提供の相手方に対して、当該相手方が予定価格あるいは設計金額を推測するに有益な何らかの情報を提供することも、「広義の意味での漏えい」に該当するものと考えられる。現に、小牧市作成の随意契約ガイドラインにおいては、取り扱い上の注意点として、「見積者及び予定価格は、非公表とすること。予定価格を類推できる発言を業者へ絶対にしないこと！」（資料20の22頁）と記載されているのであり、この点からすると、「広義の意味での漏えい」に該当する事実の有無についても、慎重に検討する必要があるものと考えられる。

したがって、以下においては、漏えいの事実の有無について、「狭義の意味での漏えい」と「広義の意味での漏えい」の両者の側面から検討する。

## 第5 A契約に関し、こども政策課の担当職員による漏えいの有無についての検討

A契約では、D社からの見積金額は、設計価格及び予定価格と同額の1000万円であった。もっとも、①D社はA契約についてプロポーザルの段階から関与しており、プロポーザルの時点においてすでに今回の見積金額と同額の提案がなされていたこと、②予算額は10

80万円であって、ここから消費税分を控除した金額である1000万円が、設計価格及び予定価格と同額であったこと及び③予算額が記載されている予算説明書は小牧市のホームページで公開されており、D社側でも容易に予算額を知ることができたこと、といった諸事情が認められる（D社担当者からの第1回聞き取り書1～3頁、N主事からの第1回聞き取り書1頁）。したがって、D社からの見積金額が、設計価格及び予定価格と同額の1000万円となる事態が発生することは十分に予想される場所である。すなわち、両者が一致することとなった結果自体、特筆すべき事情にまで該当するものとは言えず、この点からすると、A契約に関しては、こども政策課の担当職員による漏えいの有無について、特段検討するまでもないものと考えられる。

## 第6 B契約に関し、こども政策課の担当職員による漏えいの有無についての検討

### 1 「狭義の意味での漏えい」の有無

B契約では、D社から同日に2通の見積書が提出されており、見積金額は、1回目が510万円であり、2回目が設計価格及び予定価格と同額の509万円であった。仮に1回目の見積書提出以前に漏えいの事実が存在していた場合には、1回目の段階において、見積金額を設計価格及び予定価格と同額あるいはそれ未満の金額とした見積書が提出されることが通常である。しかしながら、現実には1回目の見積金額は設計価格及び予定価格を上回る510万円であり、D社は1回目の見積書提出の段階では落札できなかった。この点からすると、1回目の見積書提出までの時点における漏えいの有無については、否定的に解してよいものと考えられる。

次に、2回目の見積金額が設計価格及び予定価格と同額の金額であったことをもって、2回目の見積書提出までの間に、漏えいの事実があったものと考えらるべきかどうかについて検討する。

随意契約ガイドラインによると、随意契約において見積書徴収回数に制限は設けられておらず（資料20の22頁）、したがって、本件のように特命随意契約の場合には、特定の業者が落札の条件を満たすまで（すなわち、見積金額が予定価格と同額又はそれ未満の金額となるまで）、何度でも見積書を提出し直すことができる仕組みとなっている。B契約において、D社は同日に2通の見積書を提出し、2回目の見積書において見積金額が予定価格と同額の金額になったことから落札に至ったものであるが、D社の立場からすると、他に入札参加者もない状況において、自ら見積書の提出を繰り返して最終的な見積金額が予定価格以

下の金額になればそれで足りるものであり、見積金額を予定価格に一致させることまで要求されるものではない。したがって、D社が2回目の見積書提出の段階において、あえて予定価格に関する詳細な情報を入手する必要性まではなかったものと推測される。この点については、D社の担当者あるいはN主事からの聞き取りにおいて、両者とも同趣旨の発言をしている（D社担当者からの第1回聞き取り書15～17頁、N主事からの第1回聞き取り書23～24頁）。以上の点からすると、D社の担当者とN主事との間において、「狭義の意味での漏えい」と解されるようなやり取りまであったとは考えられず、現実には両者からの聞き取りにおいても、そうした事実の存在を認めることはできなかった。

## 2 「広義の意味での漏えい」の有無

それでは、「広義の意味での漏えい」の事実に関してはどうか。これについても、1回目の見積書提出までの時点と2回目の見積書提出までの時点とに分けて検討する。

まず、1回目の見積書提出までの時点であるが、「狭義の意味での漏えい」の有無について検討した際の考え方（上記1に記載した考え方）が、「広義の意味での漏えい」の有無についての検討にあたってそのまま当てはまるものと考えられる。すなわち、D社が1回目の見積書提出の段階では落札できなかったことからすると、D社としてはあくまでも手探りの状態で1回目の見積金額を510万円としたものと考えられる。したがって、その際に参考としたのは、もっぱら小牧市のホームページに掲載された予算説明書の金額であったものと解され、D社の担当者も同様の発言をしている（D社担当者からの第1回聞き取り書13～14頁）。なお、N主事がD社の担当者に対して「小牧市のホームページに掲載された予算書を参考にするように」といった趣旨を伝えていたことは、N主事自身がこれを認めており（N主事からの第1回聞き取り書22頁）、間違いないものと考えられるが、この点は第三者に公開されている情報内容を伝えただけで、特段問題となるものではない。

次に、2回目の見積書提出までの時点について検討する。この点について、D社の担当者は当委員会からの聞き取りにおいて、N主事からの連絡内容について、「ちょっと下げてほしいというようなニュアンスであったと思います」「少しオーバーしているので、下げて、出してほしいと」「ちょっと惜しいですけど、ちょっと下げてくださいというニュアンスであったと思います」と発言している（D社担当者からの第1回聞き取り書14～15頁）。他方、N主事は当委員会からの「1万円しか違わなかったということですよ。オーバーしていますよ、もうちょっとというニュアンスは伝えなかったですか」との問いに対して、「それよりも、いくらでもいいからとにかく早くということ。そのような微妙なニュアンス

で伝えていないです。とにかくオーバーしているので早く出しなおしてということで…。」と答えている（N主事からの第1回聞き取り書24頁）。また、N主事の小牧市に対するメール文書（資料17）には、A契約・B契約について、「D社の言う「見積額の示唆」については、絶対にないと考えるため、明確に否定します」と記載されている。

以上を総合して考えると、N主事がD社の担当者に対して、「2回目の見積金額を1回目の見積金額から少し下げた見積書を出してほしい」といった程度の連絡をしたことは認められるものの、それ以上に、「下げ幅は1万円です」との推測に至るための何らかのヒントとなるような連絡内容にまで達していたとは認められないものと判断する。「少し下げた」とか「ちょっと下げた」といった程度の表現をどのように考えるべきかも問題となろうが、当委員会としては、具体的な金額を表示した場合あるいは具体的な金額を推測させるに足る程度の表示をした場合はともかく、「少し」とか「ちょっと」といった表現にとどまる程度においては、「広義の意味での漏えい」まで認定することは困難であるものと判断した。

なお、N主事及びD社担当者としては、1回目の見積書では落札に至らなかったことから、「2回目の見積書提出においては、見積金額を1回目より下げることが必要である」といった認識は当然あったものの、同時に「いずれ見積金額が下がって予定価格と同額あるいはそれ未満になれば自然と落札に至る」との思いもあったものと推測され、そうであれば、N主事及びD社担当者にとっては、とにかく「見積金額が1回目より下がった2回目の見積書を提出することが第一である」との思いが念頭にあり、「1回目の入札金額と予定価格との差額がどれだけであったのかの点については、それほど重要な情報だとは認識されていなかったものとも考えられるところである。

## 第7 C契約に関し、こども政策課の担当職員による漏えいの有無についての検討

### 1 「狭義の意味での漏えい」の有無について

C契約では、D社からの見積金額は、設計価格及び予定価格と同額の1億1431万円であった。1億円規模の契約にもかかわらず1万円単位の数字まで一致しており、通常ではあり得ないとして怪文書（資料7）が出回り、情報漏えいの疑惑の発端となった案件である。

D社担当者もN主事も、設計価格及び予定価格の金額そのものの漏えいはなかったと主張している。そこで、D社がこれらを事前に知ることなしに、見積金額が設計価格及び予定価格と一致することがあり得るのかにつき、両者の説明を検証する方法により検討する。

(1) D社の主張する見積書提出経緯

D社におけるこども未来館整備工事の設計業務担当者は、本件見積書の積算根拠及び提出経緯について、当委員会に概ね次のとおり説明をした。

- ① 平成29年11月か12月頃（基本構想の段階）、こども未来館整備工事の総事業費を積算する中で、設計金額が1億5000万円ほどになったため、N主事にこれを打診してみたところ、同人より、予算はそんなにはないと言われた（D社担当者からの第1回聞き取り書5頁）。
- ② 見積書を提出するに際しては、N主事に対し、ホームページにある予算説明書の該当箇所を確認した。「設計・監理委託料 76,042（千円）」（資料26）の中に他の施設の予算が含まれているという説明は受けていない（同聞き取り書7～8頁）。
- ③ 設計金額が平成30年度当初予算よりも低い金額になることは聞いていた（同聞き取り書6頁）。労務単価が下がったので単価の置き換えをするという説明は受けたが、平成29年度より同30年度単価は増額となっているのでN主事の説明の意味はわからなかった（同第2回聞き取り書7頁）。
- ④ 経費を積み上げて積算すると平成30年度予算の金額をはるかに上回るため、見積の積算にあたっては予算額をベースにした。

こども未来館整備工事の基本設計委託料を49,827（千円）、実施設計委託料を76,042（千円）と判断し、（ア）これを足すと125,800（10万円未満の端数は切り捨て）となり、（イ）さらに消費税抜きの金額にすると116,481となり、（ウ）これに99%を乗じると115,310（1万円未満の端数は切り捨て）となるので、同金額をN主事に事前に打診した（同第1回聞き取り書4～5頁、同第2回聞き取り書4～5頁）。同金額を提示して、小牧市が想定している金額とかけ離れていないかを打診することについては上司である設計部長に相談している（同第1回聞き取り書7頁、同第2回聞き取り書5頁）。

- ⑤ N主事から、金額がオーバーすると言われ、どのくらいかというやりとりがあり、その際、さすがに1万円と言うレベルではないというような言い方をされた。具体的な金額の指示はなく、ニュアンスでしか聴き取れないところをジャッジし、1億円の1%ということで100万円を引いて114,310、すなわち1億1431万円で見積書を提出した（同第1回聞き取り書5～7頁）。

端数処理の仕方、減額する際に割合を乗じるのか一定額を控除するのかといった金

額の算出方法については、D社社内でルールが決まっていない（同第1回聞き取り書14頁、同第2回聞き取り書5頁）。

- ⑥ 特命随意契約の見積書提出は、通常提出期限が短いので、金額がかけはなれていないかどうかを事前に職員に打診することはめずらしくなく、本件のN主事の対応は奇異に感じなかった（同第1回聞き取り書6～7頁）。

(2) N主事の主張

N主事は、D社担当者から見積書を徴収するまでの経緯につき、当委員会に概ね以下のとおり説明をした。

- ① 建築課から、労務単価の置き換えによって、設計金額が予算より減額になることを聞き、平成30年3月頃にこれをD社に伝えている（N主事からの第1回聞き取り書3～4頁）。予算策定の際に用いた労務単価は平成29年度の単価だと考えていたため、建築課から減額になると言われ、平成29年度の労務単価よりも平成30年度の労務単価は減額になったと信じた（同第2回聞き取り書3～4頁）。

D社から、新単価を用いると予算よりも増額になると問い合わせがあったが、何を言っているのかわからず、減額だと言った（同第1回聞き取り書3頁、6～7頁、同第2回聞き取り書2～3頁）。

- ② こども未来館設計業務の予算が、平成30年度予算書のどこに該当するかはD社に伝えていると思う。実施設計の委託料が「設計・監理委託料 76,042（千円）」（資料26）に計上されていることは説明したが、この中に児童クラブの予算も計上されていることは説明していないと思う（同第1回聞き取り書6頁）。

- ③ D社からは、見積書提出前に、予算よりも減額といわれるので無理にはじいてみたが、このような数字でいいのかという打診があった。予算とほぼ同額の1億2450万円台だったため、そういうことではない、単価が数百円下がれば、1億円の契約であれば百万円単位で下がる、という趣旨の話はしていると思う（同第1回聞き取り書7～9頁、第2回聞き取り書2頁）。D社とのやりとりは消費税込みの金額でしていた（同第2回聞き取り書5～6頁）。

- ④ 見積書は自分がJ氏から受け取っているはずである。開封して金額が一致していたので驚いた。

落札率が100%の事案が他にもあるとはいえ、こども未来館整備についてはそもそも金額が高額だということで批判があるため、落札率が高いことでさらに批判が大

きくなるのではないかと危惧し、支出負担行為決議票の稟議書をまわしている過程で、M係長にこのまま契約してよいかと相談をした。予定価格の範囲内である以上、見積書の再提出をさせる理由がないと言われた。2人とも、漏えいがあったのではないかということは全く頭に浮かんでいなかった。業者なら小牧市の積算に近いところまではじけると思ったが、1億1430万円ではなく、1億1431万円で見積書を出してきたところが気になり、4月末頃個人的に依頼してD社より積算書もらった。これを建築課に見てもらったが、小牧市の積算とは違うアプローチだと言われた。D社は小牧市に近い積算ができるという認識であったため、100%数字が一致したのはそもそも予定価格と設計価格とを一致させていることに原因があると考えていた。自分としては、このまま契約することに抵抗感があり、D社に再見積もりを提出させたかった(同第1回聞き取り書9～12頁)。

- ⑤ 100万円単位で減額が必要だというのは減額幅をいっただけであり、D社が100万円だけ減額してくるとは思わなかった。自分の言葉がヒントになって数字が一致したと考えたことはなかった(同第1回聞き取り書12頁、26～27頁)。

### (3) 当委員会の判断

ア D社担当者とN主事は、ともに、設計価格及び予定価格について話をしたことはなく、「狭義の意味での漏えい」の事実はないと説明している。また、具体的なやりとりなど細かな点で食い違いはあるものの、N主事がD社担当者に対し、予算を超える契約はあり得ないので予算書を見るよう言っていたこと、労務単価の置き換えにより当初予算額より減額になると説明したこと、D社担当者が労務単価は増額であると述べていたこと、D社は見積書を提出するにあたり、事前にN主事に対してこの程度の減額でよいのかと金額の打診をしたこと、それに対し、N主事がそれではオーバーすると答えたこと、という大きな流れについてD社担当者とN主事の説明は一致している。

イ D社が個々の単価を積み上げて積算し、見積書を作成していたとすれば、見積金額を設計価格及び予定価格と一致させることはほぼ不可能であったといえるかもしれない。しかし、本件でD社は、そのような方法で積算をしておらず、平成30年度当初予算額からどの程度減額するか、というアプローチをして見積金額を算出している。D社は、N主事から予算額よりも減額だと言われていたこと、また個々の単価を積み上げると到底予算内におさまらないことが明らかであったことからすれば、D社が予算をベースにそこから減額していくという手法を採ったことは不自然でない。

ウ D社が事前に提示した1億1531万円の算定方法に関し、担当者が説明した内容では、端数処理の方法に規則性がないと思われる。もっとも、D社社内で端数処理に関するルールが決まっていなかった（D社担当者からの第1回聞き取り書14頁、同第2回聞き取り書5頁）ことや、なぜ単価の置き換えをすると予算から減額になるのか理解ができず、どのくらい減額させればよいのかわからない手探りの状態であったことを考慮すると、何度か切り捨て処理をして少しずつ金額を下げておくことは、あり得ないとはいえない。なお、予算よりも減額となることを強調していたN主事が、予算の中に児童クラブの分が含まれているという説明をしなかったという点には、いささか疑問が残るが、当委員会からの聞き取りに対するD社担当者の供述の態様から、同人がこの事実を知らなかったであろうことは、全委員の判断が一致した。

以上の点からすると、当初予算の説明書に計上されている金額から、1億1531万円という数字を算出したというD社の説明については、一応の合理性が認められる。

エ 次に、同金額から100万円を差し引いて見積金額としたという点であるが、N主事は、労務単価が数百円下がれば1億円の契約なら百万円単位で下がる旨の説明をしたと述べている。「100万円単位」という文言を明確に発したかどうかについては、必ずしも明らかにしていないが（同第1回聞き取り書9頁）、「予算から単価の更新で減額されているという話の中で、数百円変わるという事は、数万という話ではなく、当然、1億単位になれば、それが100万単位になる話であるから。そういう単位の減額。単価の減額幅が、どれだけ設計金額に影響するかどうかという話は間違いなくしたと思います。」「1万、数万円単位、予算周辺の数万という話ではなく、大きなという話はしたと思います。」と、減額が必要な単位の話をしたことははっきりと認めている（同第2回聞き取り書2頁）。

D社担当者も、100万円単位の減額が必要だと明確に聞いたとは認めていないものの、N主事の言葉のニュアンスから、「額が額なので、1万円というようなオーダーではないと思い、最終的には100万円を下げました。こちらでジャッジして、電話の中で、ニュアンスでしか聞き取れない部分があるので。」（D社担当者からの第1回聞き取り書6頁）、「1億円ということで、1%ぐらいで単純に100万円というふうに引きました。」（同聞き取り書7頁）、「具体的にどのように聞いたのかもわからないので。1万円なのか。10万円なのか、みたいな話をしたかも知れないです」（同第2回聞き取り書6頁）と述べている。

よって、N主事は、百万円単位の減額が必要であると述べたか、少なくとも1万円単位、10万円単位ではなく、100万円単位の減額が必要だということが明確に伝わる表現を用いたと判断できる。

他方、D社は、労務単価が引き上げられたという認識しかなく、N主事のいう単価の置き換えに伴う減額という意味を全く理解していなかった。実際、平成30年度の設計業務技師Cの労務単価は3万800円であり（資料43の431頁）、平成29年度の3万円から800円増額となっている（資料42の421頁）。小牧市は、平成30年度の予算策定にあたり、技師Cの労務単価を3万1000円で積算していたため、設計金額の積算にあたっては、労務単価を予算よりも200円減額させる必要があったわけであるが（L建築課長からの第2回・F建築課営繕係長からの第3回聞き取り書1頁）、N主事は、この事情を理解しておらずD社に誤った説明をしたものである。

このように、D社は、単価の置き換えによる減額というN主事の説明を全く理解できなかったが、N主事とのやり取りにより、百万円単位の減額が必要であることは認識していたといえる。特命随意契約では見積書を何度も提出できるのであるから、D社が、ひとまず最低限の100万円を引いて見積書を提出し、様子を見ようとしたことは十分考えられることであり、D社の説明は特段不自然とは思われない。

よって、当委員会は、D社が、設計価格及び予定価格を事前に知らないまま、これと同額の見積書を提出することも、あり得るものと判断した。

オ 以上を前提に、C契約について、N主事が「狭義の意味での漏えい」を行ったか否かにつき検討する。

N主事が「狭義の意味での漏えい」を行ったことを直接示す根拠としては、G用地課用地係長（以下、「G係長」という）が、当委員会設置前の小牧市職員による聞き取りに対し、N主事から、「1143か114までの数字は話したかもしれない」と聞いたことを認めていることのみである（資料10）。

しかし、G係長は当委員会に対する説明の際には、「N主事から、11か114ぐらいまでは言ったかもしれないと聞いた」と述べ（G係長からの第2回聞き取り書1頁）、N主事が漏らしたという上の位の数字のケタ数を、小牧市職員による聞き取りの際よりも、少なくしている。また、「自分は11431の頭しかないが、Nは予算ベースで考えているので、もし言ったとしても1億2千とか、1億2千300とか、その程度ぐらい、もし言ったとしてもその程度ぐらいかと思います。」と述べ（同聞き取り書3頁）、

N主事から聞いたという数字を消費税抜きの金額から消費税込みの金額に変更している。

このように、G係長はN主事から聞いたという内容の核心部分を変えているため、資料 10 だけをもって、「G係長が、N主事から設計金額の一部の数字を漏らしたことを聞いた」とただちに認定することには無理がある。

また、そもそも、「狭義の意味での漏えい」があったとすれば、D社が1億円規模の契約に、わざわざ1万円単位まで数字を一致させ、漏えいがあったのではないかと疑いを招くような見積書を提出するとも考え難い。

以上から、N主事が、「狭義の意味での漏えい」を行ったと認めることはできないものと判断した。

## 2 「広義の意味での漏えい」の有無について

上記のとおり、N主事はD社担当者から事前に1億1531万円という金額で打診を受けた際、「100万円単位で減額が必要である。」と述べたか、少なくともそのことが明確に伝わる表現を用いて必要な減額幅を示唆した。

確かに、100万円単位というのは幅が広いので、100万円単位の減額が必要だといっても、直ちに100万円の減額が必要だと解釈できるわけではない。実際、D社としても、設計金額からかけ離れた数字でなければよいという程度の認識しか持っておらず、100万円を引いた金額が設計金額であると考えたわけではないであろう。したがって、本件において、N主事の言葉を聞いたD社が、100万円のみを引いた金額で見積書を提出し、この金額が設計価格及び予定価格とピタリと一致したこと自体は偶然であったと言い得る。しかしながら、どの程度の減額が必要なのかわからず手探りの状態の中で、100万円単位の減額が必要だとわかれば、100万円程度の減額でよいのか200万円、300万円程度の減額が必要なのかを迷うとしても、1000万円に近い減額は必要ないだろうといった具体的な推測が可能となる。N主事が見積書の金額について、「少しオーバーする」、「かけ離れている」といった表現を超え、いくら幅があるとはいえ、100万円単位という具体的な数字を摘示したり、数字を容易に連想させる言葉を用いたことは、もはや設計価格を推測するに足る有益な情報を与えたと評価せざるを得ない。よって、当委員会は、C契約について、「狭義の意味での漏えい」はないものの、「広義の意味での漏えい」はあったものと判断した。

## 第8 今後、今回と同様あるいは類似の事態を発生させないための防止策の検討

第7までで、本件諮問内容に対する当委員会としての報告内容を述べてきたが、これとは別に、本件諮問内容に関連する課題として、今後、今回と同様あるいは類似の事態を発生させないための防止策についても検討したので、以下のとおり、検討内容を記載するとともに、その要点につき、別紙提言書のとおりまとめ、これを本書の末尾に添付した。

### 1 業務設計書等の書類の保管方法等について

#### (1) 設計金額・設計価格の秘密保持等について

小牧市においては予定価格を事前公表しておらず、そのため、予定価格について秘密保持の必要があるところ、第2に記載したとおり、予定価格調書（資料19）は見積書提出日に最終決裁権者により作成され、封印のうえ担当課において厳重に保管されている。そして見積書と一緒に開封される。したがって、予定価格自体の情報漏えいのおそれは無いと考えられる。

しかしながら、第3に記載したとおり、近年の小牧市における予定価格の決定にあたっては、いわゆる「歩切り」については行われていない。

このため、設計価格は、予定価格と同額となることが常態（M係長からの聞き取り書8頁、E課長からの聞き取り書2頁）であり、設計金額・設計価格を知り得れば予定価格を知り得ることに等しい状況にあった。

このような状況にもかかわらず、秘密保持が徹底されている予定価格と比べ、設計金額・設計価格について取扱いの注意があまりにもなされていない。

設計金額・設計価格について、予定価格と同レベルの秘密保持対象とし、その取扱い及び保管方法等についても、適切なものに改めることを検討すべきである。

#### (2) 建築課における業務設計書の保管方法について

各部署から積算依頼を受けた建築課では、業務設計書が作成された後、これを担当部署に交付するまでの間、鍵のかからない書庫に保管しており（F営繕係長からの第1回聞き取り書8頁）、その気になれば建築課の職員が書庫に保管中の業務設計書を取り出してその内容を確認することができる可能性までは否定できない。

本件については、第4にも記載したとおり、建築課の職員による漏えいの有無まで検討する必要はないものと考えられるが、漏えいのおそれを無くしていくために保管方法を適切なものに改めることを検討すべきである。

#### (3) 主管課における金入り設計書の保管方法等について

本件においては、建築課が作成し、こども政策課が受領した金入設計書（資料 33-0、同 35-0、同 37-0）を課長まで供覧した後に、設計額が記載された施行伺兼見積徴収伺（資料 33、同 35、同 37）が発議され、最終決裁権者の決裁後に見積徴収通知がなされた。

しかし、金入設計書及び頭紙（1枚目）に設計金額が記載された施行伺兼見積徴収伺については、供覧及び決裁中において、机の上に置かれたままや決裁箱の中に入れられたままになっていることがあり（N主事からの第2回聞き取り書9頁）、偶々通りかかった職員等の第三者が偶発的に設計額を知り得る状況にあった。また、決裁文書等の保管は、契約ごとにファイルを作り課内共通のキャビネットなどに保管されており、担当者不在時などに課内職員が見ることができるといった状態であった。（N主事からの第2回聞き取り書9～10頁）

これらの保管方法等の不備により、決裁関係者以外の第三者が偶然の事情または故意に設計額を知り得たおそれがあることから、金入設計書の供覧や施行伺兼見積徴収伺決裁を持ち回りとする事やその保管方法を適切なものに改めることを検討すべきである。

## 2 主管課見積徴収業務の取扱いについて

### (1) 随意契約ガイドライン等の諸規程の遵守について

随意契約ガイドラインによれば、「見積書及び予定価格調書の開封は、2人以上の職員で確認しながら行うこと。」（資料 20 の 20～22頁）とされているが、かならずしも遵守されていると言えない状況（M係長からの第1回聞き取り書2～3、7頁）であった。

また、随意契約ガイドラインにおいては、取り扱い上の注意点として、「予定価格を類推できる発言を業者へ絶対にしないこと！」（資料 20 の 22頁）と記載されているにもかかわらず、第7で記載したとおり、N主事は「100万円単位で減額が必要である。」と述べたか、あるいは少なくともそのことが明確に伝わる表現を用いて必要な減額幅を示唆している。

さらに、本来ならば支出負担行為決議票（資料 38）に見積書の内訳として基本設計額と実施設計額を記載したD社の提出書類の添付がなされるべきであったにもかかわらず、添付がなされないままに決裁処理が行われた。その結果、内訳の入った4月4日付けの見積書（資料9）を約1か月遅れでD社に指示をして提出させ、日付を遡って4月4日付けの收受印及び文書番号で保存管理するといった（資料 39、D社担当者からの第1回聞き取り書8～12頁、N主事からの第1回聞き取り書15頁、M係長からの聞き取り書6頁）不適切な事務処理に至ってしまった。

また、随意契約ガイドラインでは、「特命随意契約（1者随意契約）の場合は、見積通知書の談合情報に関する記載をしている箇所を削除すること。」（資料20の23頁）とされているが、本件3契約ともにそうした削除はなされていない（資料33、同35、同37）。

これらのことは、担当者だけでなく係長級や課長級のレベルにおいても、契約事務について理解不足であることの現れであり、また諸規定の遵守概念が薄く、かつ危機意識が足りなかったことから、担当者が業者に設計価格及び予定価格を推測させ得る発言を生み出してしまったものとも考えられる。

したがって、職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、また、入札事務や契約事務に特化した研修を実施して、法令及び諸規程を厳守するように改めることを検討すべきである。

## (2) 見積書の再提出について

見積書金額が予定価格を超過するいわゆる「不落」について、随意契約ガイドラインには、「見積徴収回数の規定はありません。」（資料20の22頁）とされており、不落の場合の再提出が想定されているにもかかわらず、見積書再提出の要請方法・再提出方法などの諸規程は整備されていない。

本件3契約中、1回目の見積書が不落になったB契約について、D社は、N主事から不落であるとの電話を受け（D社担当者からの第2回聞き取り書1～2頁）、また、少しオーバーしているので、下げて出して欲しいと言われ、再提出を求められている（同第1回聞き取り書14～15頁）。なお、N主事は、「Jさんが電話を受けたというのであれば、もしかしたら、電話しているかもしれないですが。だけど、出しなおしては、その場で伝えてと思いますが。」「Jさんが電話を受けたといわれているのであれば、何らかの電話をしたと思いますが。・・・内容はわかりませんが。」（N主事からの第1回聞き取り書24～25頁）と、やや曖昧ながらも、電話をしたことは認めている。

担当者による電話での連絡は、それが職場内からの架電であり、周囲の職員が担当者の発言内容を聞き取れる状況にあっても電話連絡の相手方の発言内容までは聞き取ることができず、この点において、疑義を招く行為と指摘せざるを得ない。見積書の再提出の方法については、見積徴収の手続きに準じた提出方法の規程整備を検討すべきである。

## 3 見積徴収回数の制限等について

特命随意契約の場合には、特定の業者が落札の条件を満たすまで、何回でも何十回でも見積書を提出し直すことができる仕組みとなっている。このため、少額ずつ見積金額を下

げて提出を繰り返せば、予定価格と同額または極めて高い落札率となる。これを避けるためには、社会通念上認められる程度に回数制限を行うことを検討することが望まれる。

なお、徴収した見積額が予定価格と大きな差があり、見積徴収を何回も繰り返すおそれが高い場合は、予定価格が低すぎて業者に過度の負担を強いていることがあり得る。業者に再度事情を聴取し、業務内容の変更や履行期間の変更などの仕様書の変更も含めて、設計金額の算定から見積徴収をし直すことを検討することが望まれる。

4 「狭義の意味での漏えい」に該当する行為はもちろんのこと、「広義の意味での漏えい」に該当する可能性のある行為の発生を予防する方法について

- (1) 本件では、D社担当者とこども政策課との発注業務に関する打ち合わせが頻繁に行われており（D社担当者からの第1回聞き取り書16頁）、打ち合わせの場や電話により見積もり価格について話し合いが持たれていた。（同第1回聞き取り書5～6頁）。

N主事は、「電話か、打ち合わせ後、前とか、直接なのか覚えていないが」としながらも、「減額幅としては伝えた。」（N主事からの第1回聞き取り書12頁）、「予算から単価の更新で減額されているという話の中で、数百円変わるという事は、数万という話ではなく、当然、1億単位になれば、それが100万単位になる話であるから。そういう単位の減額。単価の減額幅が、どれだけ設計金額に影響するかどうかという話は間違いなくしたと思います。」（同第2回聞き取り書2頁）と、減額が必要な単位の話をしたことを認めている。

このような発言はもちろんのこと、業者との間で見積金額にかかる話し合いや相談をすること自体が、常に公正な職務の執行に当たらなければならない地方公務員倫理の観点からは、好ましいことではない。担当者1名のみが業者と打ち合わせをしていること（M係長からの聞き取り書7頁）がこのような発言につながった一因と考えられるため、業者との対応は原則として複数人で行うこととか、相手の氏名と内容をあらかじめ管理監督者に伝えること等の改善を検討すべきである。

- (2) N主事は、当委員会に対する説明において「あくまで、減額幅でドンといっただけで、それが情報漏えいであるといわれると、正直、すっきりしない部分もある。・・・僕が漏えいという前提でということでは話しが進んでいるのは正直納得がいかないです。」（N主事からの第1回聞き取り書27頁）と、情報漏えいに関する問題点の認識が稀薄であったことが窺われ、また、明確な違反行為でなくとも公務員倫理に照らして適切な対応であったかどうかの反省意識についてもあまり見られない。

法令遵守ばかりではなく、公務員としての倫理や、随意契約ガイドライン等のマニュアルに従って適正な業務手順・方法で行われているか等、職員のコンプライアンス意識の徹底を図るコンプライアンス研修や職業倫理研修などを実施することを検討すべきである。なお、その研修は形式的に行えばよいものではなく、ロール・プレイングを取り入れるなど、内容を主体的に理解・実践できる有効性の高いものとする必要がある。

- (3) また、コンプライアンス意識の徹底を図るためには、今回の事案を一職員が気づかずに悪意なくうっかり起こした問題とするのではなく、組織全体の問題として捉え、職員が遵守すべき職務に係る行動指針、倫理規程又は倫理条例の制定も有効であると考えられ、その制定について検討することが望まれる。
- (4) 一般論として、入札事務や契約事務の経験が少なく随意契約ガイドラインなどの諸規程を熟知してないため規定に沿っていない事務処理が一部で行われている。このため、担当・係長・課長級の各レベルにおいて、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、不正行為の防止などを含む入札事務や契約事務に特化した研修の実施を検討することが望まれる。

#### 5 予定価格の決定の仕方について

第3に記載したとおり、小牧市における過去数年の事例では、入札案件か随意契約案件かを問わず、「歩切り」はほとんど実行されておらず、予定価格が設計価格と同一の金額に設定されるのが常態となっている。また、最近において、総務省及び国土交通省より各地方自治体に対し「歩切り」による予定価格の不当な切り下げをできる限り避けるべきだとする指示もなされている。こうした点を考慮して、予定価格の決定の仕方の是非については、当委員会における検討の対象からは除外した。

なお、特命随意契約における施行何兼見積徴収何の決裁及び理由の公表について（通知）（資料48）により、平成31年4月1日以降の契約案件からは、公正性・競争性の観点から施行何兼見積徴収何については、事務手続として契約検査課長合議を必要としたり、公平性・公正性で透明性の高い入札・契約制度の確立のため特命随意契約理由を公表したりする等の事務改善が進められている。当委員会においてはこの点について評価するとともに、今後も継続してより一層の契約事務の適正化を期待するものである。

以 上

( 別 紙 )

## 提 言 書

### 第1 業務設計書等の書類の保管方法等について

- 1 建築課は、業務設計書を作成後、これを主管課に交付するまでの間、金入設計書を、金庫等鍵のかかる場所で保管すること。
- 2 金入設計書を受理した主管課は、設計額を、予定価格と同レベルの秘密保持対象とし、金入設計書を金庫等鍵のかかる場所で保管すること。
- 3 主管課における金入設計書の供覧は持ち回りとする。
- 4 施行伺兼見積徴収伺について、設計金額を頭紙（1枚目）に記載しないこと。
- 5 施行伺兼見積徴収伺の決裁は持ち回りとする。
- 6 施行伺兼見積徴収伺の決裁途中及び決裁後には、金庫等鍵のかかる場所で保管すること。

### 第2 主管課見積徴収業務の取扱いについて

- 1 見積書及び予定価格調書の開封は、2人以上の職員で確認しながら行うなど、小牧市契約規則及び随意契約ガイドライン等の諸規程を厳守すること。
- 2 不落時の見積書再提出について、見積徴収の手続きに準じた要請方法・再提出方法などの規定を整備すること。

### 第3 見積徴収回数制限等について

見積徴収回数について、一定の制限を設けることを検討することが望まれる。

### 第4 「狭義の意味での漏えい」に該当する行為はもちろんのこと、「広義の意味での漏えい」に該当する可能性のある行為の発生を予防する方法について

- 1 業者等との対応は原則として複数人で行い、相手の氏名と内容をあらかじめ管理監督者に伝えること。
- 2 職員のコンプライアンス意識の徹底を図るコンプライアンス研修や職業倫理研修などを実施すること。なお、研修は形式的に行えばよいものではなく、内容を主体的に理解・実践できる有効性の高いものとする必要がある。

- 3 職員が遵守すべき職務に係る行動指針、倫理規程又は倫理条例の制定を検討すること。
- 4 担当・係長・課長級の各レベルにおいて、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、不正行為の防止などを含む入札事務や契約事務に特化した研修の実施を検討することが望まれる。

# 資料一覧表

- 資料 1 聞き取り調書①
- 資料 2 市民からの投書
- 資料 3 聞き取り調書②
- 資料 4 記者提供資料
- 資料 5 聞き取り調書③
- 資料 6 聞き取り調書④
- 資料 7 G 用地課用地係長のメモ①
- 資料 7-1 G 用地課用地係長のメモ②
- 資料 8 G 用地課用地係長のメモ③
- 資料 9 (仮称)小牧市こども未来館整備工事 設計業務委託内訳書
- 資料 10 聞き取り調書⑤
- 資料 11 N 主事からの積算資料
- 資料 12 D 社からの積算資料①
- 資料 13 聞き取り調書⑥
- 資料 14 D 社からの積算資料②
- 資料 15 聞き取り調書⑦
- 資料 16 聞き取り調書⑧
- 資料 17 N 主事からのメール
- 資料 18 職員配置一覧表
- 資料 19-0 予定価格調書の決裁権者
- 資料 19 予定価格調書・契約書の写し
- 資料 20 随意契約ガイドライン
- 資料 21 設計委託料・監理委託料計算式
- 資料 22 (仮)子ども未来館建設入札疑惑百条委員会設置要請書の写し
- 資料 23 委員からの資料提出要請について
- 資料 24 平成 29 年 6 月補正予算 予算に関する説明書
- 資料 25 平成 29 年 12 月補正予算 予算に関する説明書
- 資料 26 平成 30 年度当初予算 予算に関する説明書
- 資料 27 子育て世代包括支援センター等整備工事設計業務委託 見積通知書
- 資料 28 子育て世代包括支援センター等整備工事監理業務委託 見積通知書
- 資料 29 (仮称)小牧市こども未来館整備工事設計業務委託 見積通知書
- 資料 30 予定価格決定の流れ
- 資料 31 住民監査請求結果

- 資料 32 本市の建築工事の設計業務委託金額の作成方法について
- 資料 33-0 子育て世代包括支援センター等整備工事設計業務委託に係る設計書の送付について
- 資料 33 子育て世代包括支援センター等整備工事設計業務委託 施行伺兼見積徴収伺
- 資料 34 子育て世代包括支援センター等整備工事設計業務委託 支出負担行為決議票
- 資料 35-0 子育て世代包括支援センター等整備工事監理業務委託に係る設計書の送付について
- 資料 35 子育て世代包括支援センター等整備工事監理業務委託 施行伺兼見積徴収伺
- 資料 36 子育て世代包括支援センター等整備工事監理業務委託 支出負担行為決議票
- 資料 37-0 (仮称)小牧市こども未来館整備工事設計業務委託に係る設計書の送付について
- 資料 37 (仮称)小牧市こども未来館整備工事設計業務委託 施行伺兼見積徴収伺
- 資料 38 (仮称)小牧市こども未来館整備工事設計業務委託 支出負担行為決議票
- 資料 39 平成 30 年 12 月議会 議事録(速報版)
- 資料 40 建築工事 設計・積算参考資料
- 資料 41 (仮称)小牧市こども未来館整備工事 設計委託料計算式
- 資料 42 平成 29 年度 設計業務委託等技術者単価について
- 資料 43 平成 30 年度 設計業務委託等技術者単価について
- 資料 44 こども未来館③ 設計委託料計算式
- 資料 45 予定価格の適正な設定について
- 資料 46 平成 30 年 9 月 25 日 文教建設分科会 議事録
- 資料 47 プロポーザル・コンペ実施における決裁について
- 資料 48 特命(1者)随意契約における施行伺兼見積徴収伺の決裁及び理由の公表について

令和元年5月29日

小牧市政記者クラブ各社 様

小牧市長 山下 史守朗

下記のとおり本日付けで処分を決定し、懲戒処分を行いましたので公表します。

記

(1) 概要

(仮称) こども未来館施設整備事業に関する特命随意契約において、第三者委員会からの報告では、職員が業者に対して(仮称)小牧市こども未来館整備工事設計業務委託契約における予定価格を推測されかねない広義の意味での漏えいがあったと結論が出された。

以上のことは、地方公務員法第33条で禁止する信用失墜行為にあたるものであり、かつ、地方公務員法第34条(秘密を守る義務)の規定に違反したため処分したものである。

(2) 処分

【情報漏えい】

こども未来部こども政策課	主任	38歳	停職1か月
こども未来部こども政策課	主幹	52歳	減給1か月
こども未来部こども政策課	係長	44歳	減給1か月

(※関係部長、次長については文書訓告)

(3) 処分発令日

令和元年5月29日

【問合せ先】 小牧市役所 市長公室行政経営課

電 話 (0568) 72-2101 (内線250)

(0568) 76-1109 (行政経営課直通)

F A X (0568) 75-5714